

平成29年

第1回市議会定例会 議案第28号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月23日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年函館市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（イ）を次のように改める。

（イ）その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「の1歳到達日（」を「が1歳に達する日（以下この号および同条において「1歳到達日」という。）（」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「が1歳6箇月に達する日」を「の1歳6箇月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里

親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、または出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業または出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号アまたはイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）または養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第12条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務をしている職員が、産前の休業を始め、または出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業または出産に係る子が第3条第1号アまたはイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第12条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、

同号に規定する承認に係る子が第3条第2号アまたはイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第18条第2項中「を承認されている」を「または介護時間（同項に規定する介護時間をいう。）の承認を受けて勤務しない」に、「に係る」を「または当該介護時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### （提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員が育児休業等の承認を受けることができる養育の対象者を定め、および再度の育児休業等を行うことができる特別の事情に係る規定を整備し、非常勤職員の育児休業の承認要件を緩和することとし、ならびに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正による介護時間の新設に伴い部分休業を承認する際の上限時間を改めるため